

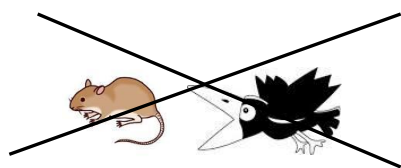
# 鳥インフルエンザ等の防疫対策・ 強化を徹底してください！

平成26年4月13日に熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスは4月17日にH5N8亜型であることが確認されました。日本で初めて確認されたウイルス型です。アジア地域でも依然として鳥インフルエンザが発生しています。暖かくなっても渡り鳥のシーズンは終わっていません。

引き続き警戒をお願いします！



## ウイルスを持ち込まない！持ち込ませない！



1. 野鳥・野生動物の侵入防止



2. 出入口での消毒の徹底



3. 農場への立入制限



4. 人や車両の記録・消毒の徹底

**連絡先** 飛騨家畜保健衛生所  
TEL(0577)33-1111 FAX32-9019  
E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp



# 岐阜県では

## 緊急モニタリング検査を強化します

熊本県の養鶏場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生を受けて、県内への侵入防止の観点から本病が終息するまでの間、モニタリング検査を月1回から2回に変更し、監視体制を強化しますので、ご協力をお願いします。



対象農場：1,000羽以上飼養の採卵鶏、肉用鶏農場



検査日：4月～6月：月2回

7～11月：月1回

12～2月：月2回

3月：月1回

\* 詳細な日程はその都度連絡します。

\* 毎月1回実施している定点モニタリング対象の3農場の検査はこれまでどおり月1回です。



※過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等、異状を発見した場合には、すぐに家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎 電話 0577-33-1111)まで連絡してください。

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、

「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

**連絡先**

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

